

○地域再生法の規定に基づき利子補給率を定める件

制定 平成二十年十二月一日内閣府告示第五百六十七号

改正 平成二十四年十一月一日内閣府告示第二百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

なお、平成二十年内閣府告示二百三十八号（地域再生法の規定に基づき利子補給率を定める件）は廃止する。

平成二十年十二月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

地域再生法第十四条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣の定める利子補給率は、0・7パーセント以内とする。